

山口市立阿知須中学校PTA規約

(名称)

第1条 本会の名称を阿知須中学校PTAとする。

(目的)

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 家庭・学校及び社会における生徒の福祉を目的とする。
- (2) 会員への教育を盛んにし、教育に対する理解を深めこれを増進する。
- (3) 家庭と学校の間を一層緊密にし、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- (4) 学校の教育環境の整備をはかる。

(方針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は営利的・宗教的・政治的活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係も持ってはならない。

第5条 本会は、学校から求められた場合のほか、学校の管理や人事について意見及び干渉を行わない。

(会員)

第6条 本会の会員は阿知須中学校に在籍する生徒の保護者及び勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

(会計)

第7条 本会の経費は、会費・事業収入、及び寄付金をもってこれにあてる。

第8条 会費の金額及び徴収方法については別に細則で定める。

第9条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(役員)

第10条 本会に会長1名、副会長3名、会計1名、書記1名、会計監査委員2名、学級委員、地区委員を置く。また、必要に応じて、幹事若干名を置くことができる。これらの役員の任期は1年とし、再選は妨げない。なお副会長のうち1名は、母親代表とする。

第11条 前条の役員のうち、会長、副会長、会計、書記、会計監査委員は、毎年度当初に開催される全委員会の2分の1以上の承認をもって決定する。

第12条 第10条の学級委員、地区委員は、それぞれ各学級、各地区において互選により選出するものとする。

第13条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 各委員は、本会の重要事項について審議し、会の運営にあたる。
- (4) 幹事は、本会の運営にあたり、会長、副会長の補佐を行う。
- (5) 書記は、本会の事務遂行にあたりこれを記録する。
- (6) 会計は、本会の会計事務にあたる。
- (7) 会計監査委員は、年1回以上会計事務を監査する。

(専門部)

第14条 本会の事業を積極的に行うため、専門部を置き、それぞれの役割は次のとおりとする。各専門部には部長、副部長及び学校の選任による担当教職員を配置する。

(1) 施設整備部

地区委員をもって構成し、教育環境の整備充実を図る。

(2) 生活指導部

地区委員をもって構成し、生徒の校外生活が健全であることを目的とし、生徒の校外での指導にあたる。

(3) 研修部

地区委員及び学級委員をもって構成し、会員への研修活動及び本会の文化的活動を行う。

(4) 保健体育部

学級委員をもって構成し、生徒及び会員の健康増進のための活動を行い、併せて会員相互の親睦をはかる。

(5) 広報部

学級委員をもって構成し、本会の活動や各専門部の活動を会員に知らせ、また本会の活動を活性化させるために広報活動を行う。

(6) おやじの会

主として男性会員をもって構成し、他の専門部と協力して生徒たちの教育環境の充実に積極的にかかわるとともに、会員相互の親睦をはかる行事などを開催する。

(事務局)

第15条 学校長、教頭、教務主任で構成する事務局を阿知須中学校内に置き、本会の運営に必要な事務を行う。

(会議)

第16条 本会に次の会議を設ける。

(1) 総会

会長が毎年5月上旬までに召集し、会員の2分の1以上の出席(委任状含む)で成立し、前年度の事業報告、決算報告、及び当該年度の事業計画、予算等を審議し、出席者の2分の1以上の賛成で可決する。また、このほかに会長は必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

(2) 全委員会

会長が本会のすべての委員を招集し、会の重要事項について審議する。

(3) 総務委員会

会長が必要に応じて、副会長、幹事、会計、書記、各正副部長、事務局及び専門部担当教職員を招集して開催し、本会の企画運営について協議を行う。

(4) 専門部会

各部長が必要に応じて部員を招集して、部の目的達成のために協議、運営を行う。

(規約の改正)

第17条 本規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(細則)

第18条 本会の運営に当たって本規約に定めのない事項については、別に細則でこれを定める

附 則

昭和 22 年 7 月 2 日 制定

平成 21 年 5 月 8 日 一部改正

平成 22 年 5 月 6 日 改正

平成 23 年 4 月 27 日 一部改正

山口市立阿知須中学校PTAの運営に関する細則

山口市立阿知須中学校PTA規約第18条により阿知須中学校PTAの運営に関する細則を以下のよう

に定める。

(会費)

第1条 本会の会費は、生徒1人、及び教職員1人あたりそれぞれ月額400円とする。ただし、生徒の兄弟が在籍している場合には1人分のみを徴収する。

第2条 会費の徴収は次により学期ごとにまとめて行う。なお、その徴収にあたっては、阿知須中学校校納金と併せて行うこととする。なお、学期途中の転入は次学期から徴収をする。また学期途中の転出については返金しない。

- (1) 1学期分は、4・5・6・7・8月分を5月に徴収。
- (2) 2学期分は、9・10・11・12月分を9月に徴収。
- (3) 3学期分は、1・2・3月分を1月に徴収。

(役員を選出)

第3条 規約第10条に規定する会長、副会長、会計、書記、会計監査委員、及び幹事は、個々の家庭の事情等に配慮した上で広く募り、前年度の総務委員で選考し、毎年度当初に開催される全委員会の2分の1以上の承認をもって決定する。

第4条 規約第14条規定する専門部部長、副部長は、個々の家庭の事情等に配慮した上で各部部員の中から互選により選出するものとする。ただし、おやじの会の部長及び副部長は、総会において選出する。

第5条 前条、前々条の規定により決定した各役員に対して、本会会員はその活動に協力を惜しんではない。

(慶弔)

第6条 本会会員及び本校在校生が死亡した場合、一万円と生花を贈る。

第7条 教職員の配偶者が死亡した場合、五千円を贈る。

第8条 教職員の父母及び子どもが死亡した場合、三千円を贈る。

第9条 第6条から第8条に該当する場合、弔電を贈る。

第10条 教職員が転退職した場合、在勤年数に応じ次の金額を贈る。

- (1) 在勤1年未満の場合、二千元。
- (2) 在職1年の場合、三千円。以下、1年を超えるごとに千円を増額する。ただし、一万円を限度とする。

第11条 教職員が療養のため入院した場合、2週間を過ぎたものに対しては三千円を贈る。ただし、会長が必要と認めたときは、第12条の規程による。

第12条 会長は必要に応じ総務委員会で協議の上、次の事項を処理することができる。

- (1) 前記以外の慶弔にかかわること。
- (2) その他、会長が必要と認めること。

(旅費及び日当)

第13条 本会を代表して出席する市PTA連合会等の上部団体及び関連団体の会議等への参加費及び交通費・宿泊費等の実費は全額支給する。

第14条 前条の会議等に参加する場合において、1日につき1千円の日当を支給する。なお、半日以下の場合は半額とする。

(細則の改正)

第15条 本細則は、全委員会の出席者のうち2分の1の賛成で改正することができる。

附 則

平成 22 年 2 月 25 日 施行

平成 22 年 5 月 6 日 一部改正

平成 23 年 4 月 20 日 一部改正